

# ～創業を応援します～

## 「福島市創業支援事業計画」

福島市においては、産業競争力強化法（平成26年1月施行）に基づき、本市における創業促進を目的として、各創業支援事業者と連携を図りながら、創業を支援する「福島市創業支援事業計画」を作成し、平成26年6月20日付けで国の認定を受けました。  
また、平成28年5月20日及び平成29年12月26日に計画変更の認定を受けました。  
各創業支援事業者が、あなたの創業をサポートします。

事業者名	事業概要	問合せ
福島市	<p><b>(1) 活力ある商店街支援事業</b> 商店街の空き店舗への出店に際し、その家賃の一部を助成 対象物件：路面に面した1階の「空き店舗」 対象業種：小売業及びサービス業 対象者：商工会議所、商工会、街づくり会社等</p> <p><b>(2) チャレンジショップ事業</b> チェンバおおまち（大町4-15）1階において、営業スペースの貸出（1年間）と創業に向けた経営指導 対象者：18歳以上で、まちなかへの出店を検討している新規創業者 業種：小売、サービス業 家賃：15,000円/月、税別 申込み：(株)福島まちづくりセンター Tel:024-522-4841</p>	<p>福島市商工観光部 商業労政課 TEL 024-525-3720 FAX 024-535-1401 &lt;ホームページ&gt; <a href="http://www.city.fukushima.fukushima.jp">http://www.city.fukushima.fukushima.jp</a> &lt;メールアドレス&gt; syou-rou@mail.city.fukushima.fukushima.jp</p>
福島商工会議所	<p><b>(1) 福島創業スクール ※特定創業支援事業</b> 年1回、9月から10月に合計24時間以上の内容で、経営・財務・人材育成・販路開拓等について創業体験者の事例発表等を交えながら講義及び演習により実施</p> <p>●内容 《基礎編（座学）》「創業の心構えと基礎知識の習得」（全6コマ） ・創業に向けた心構えの確立 【経営コンサルタント】 ・創業者による事例発表 【創業体験者】 ・新規開業のための資金計画の作り方、金融支援について【金融機関】〈財務〉（☆） ・失敗しない資金管理と利益管理 【経営コンサルタント】 〈経営〉（☆） ・創業時に知っておきたい人事労務管理【社会保険労務士】 〈人材育成〉（☆） ・店舗と訪問型マーケティングの基礎 【経営コンサルタント】 〈販路開拓〉（☆）</p> <p>《実践編（演習）》「ビジネスプランの策定」（全6コマ） ・事業方針の確立に向けて（1コマ）【経営コンサルタント】 ・売れる仕組み確立に向けて（1コマ）【経営コンサルタント】 ・自社の事業計画書の作成（2コマ）【経営コンサルタント】 ・事業イメージの構築（2コマ）【経営コンサルタント】</p> <p>※【 】は予定される講師の所属等 ・講義のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓（以下、「4つの知識」が身に付く☆の付いている講義を受講し、且つ全体の8割以上を出席した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。</p> <p><b>(2) 創業個別相談（通年）</b> 創業希望者が抱える課題等に対し、経営指導員及び専門指導員等により無料の個別相談を実施</p>	<p>福島商工会議所 経営支援課 TEL 024-536-5511 FAX 024-525-3566 &lt;ホームページ&gt; <a href="http://www.fukushima-cci.or.jp">http://www.fukushima-cci.or.jp</a> &lt;メールアドレス&gt; fccif@fukushima-cci.or.jp</p>
(株)日本政策金融公庫	<p><b>創業セミナー・個別相談会</b> 9月予定 「専門家に学ぶ！夢をかなえる創業計画」 12月予定 「会社を強くする経営計画のたて方」</p> <p>セミナー終了後に、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家による個別相談会を実施</p>	<p>(株)日本政策金融公庫 福島支店国民生活事業 TEL 024-523-2341 FAX 024-522-6893 &lt;ホームページ&gt; <a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a></p>

※「特定創業支援事業」

「特定創業支援事業」を受けた創業者へ優遇措置があります

- ①会社を設立する際の登録免許税の軽減  
(株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%⇒0.35%、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円⇒3万円)
- ②創業融資を受ける際に信用保証協会による無担保、第三者保証人なしの創業関連保証枠拡大  
(1,000万円⇒1,500万円)
- ③創業関連保証の特例拡大  
(創業2ヵ月前から対象⇒事業開始6ヵ月前から対象)
- ④日本政策金融公庫の融資制度  
創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者は、新創業融資制度について、創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす方として利用できます

事業者名	事業概要	問合せ
(株) 東邦銀行	<b>とうほう創業支援塾 ※特定創業支援事業</b> 創業希望者等を対象とする創業支援塾を年1回、5回以上4ヶ月にわたり開催し、創業に関する財務、経営、人材育成、販路開拓の知識習得に向けた支援 〈事業内容〉 (予定) 創業に関する5テーマを設定し講義 第1回 創業の心構え(経営・人材育成) 第2回 事業計画の策定(財務) 第3回-1 マーケティング(販路拡大) 第3回-2 事業計画の見直し(財務) 第4回 創業手続き(経営・人材育成)	(株)東邦銀行 法人営業部 公務・地域振興室 TEL 024-523-3131 FAX 024-523-1482 <ホームページ> <a href="http://www.tohobank.co.jp">http://www.tohobank.co.jp</a>
(株) 福島銀行	<b>創業セミナー ※特定創業支援事業</b> ・創業支援セミナーを年2回(1サイクル4コマ×2回の全8コマ、1コマ90分)開催する。 ・セミナーは1サイクル4コマとし、1サイクル10名程度の参加者を募集する。 ・セミナーでは特定のテーマについての講義とその後個別相談を実施する。 なお、創業を急ぐ創業希望者については、相談会参加の有無にかかわらず各営業店及びホームページにて相談を受け付ける。 ・講義後は、個別相談に加え参加者による名刺交換会や交流会を実施。 〈講義内容〉(予定) ① 創業に必要な手続き(登記等)について 【経営】 ② 企業運営に必要な※特定創業支援事業な税務・経理知識について 【経営・財務】 ③ 人を雇用する時のルールについて 【人材育成】 ④ 新規開業のための融資制度について 【財務】 ⑤ マーケティング戦略について 【販路開拓】 ⑥ 販売におけるITの活用手法について 【経営・販路開拓】 ⑦ 事業計画書の策定・助言 【経営・財務】 ⑧ 創業者の体験談	(株)福島銀行 営業支援部 地元企業支援課 TEL 024-525-2525 FAX 024-536-5541 <メールアドレス> <a href="mailto:keiki@fukushimabank.co.jp">keiki@fukushimabank.co.jp</a> <ホームページ> <a href="http://www.fukushimabank.co.jp">http://www.fukushimabank.co.jp</a>
福島信用金庫	(1) 個別相談会(通年) 中小企業診断士等の選任担当者が、事業計画作成から開業に至る各段階において対応する「創業道場」を開催するほか、創業後においても販路拡大等の支援を実施 会場：各支店において実施 (2) 創業者支援セミナー「ふくしん創業塾」 ※特定創業支援事業 〈事業内容〉 1回目：起業動機、経営理念など =経営= 2回目：事業ドメイン、販売計画・仕入計画など =経営・販路開拓= 3回目：市場、マーケティング、差別化など =販路開拓・人材育成= 4回目：資金計画、利益計画、補助金や融資制度など =財務・人材育成= 5回目：販売促進、営業活動、会計ソフト、IT活動、顧客管理など =販路開拓・財務= 6回目：総合プレゼンテーション ・全6回のうち、「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の講座を全て受講し、かつ5回以上受講した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする	福島信用金庫 営業推進部 相談統括課 TEL 024-528-1860 FAX 024-528-1846 <メールアドレス> <a href="mailto:shintarou@fukushima.shinkin.jp">shintarou@fukushima.shinkin.jp</a> <ホームページ> <a href="http://www.shinkin.co.jp/fshinkin/">http://www.shinkin.co.jp/fshinkin/</a>
福島県ベンチャー・SOHO・テレワーク共働機構	<b>相談支援型創業支援</b> 創業者支援施設「福島駅西口インキュベートルーム」において、専門の相談員(中小企業診断士、認定インキュベーションマネージャー、大学教員等)による相談支援型の企業相談を行い、窓口対応もしくは相手先訪問を伴う創業支援を実施	福島駅西口 インキュベートルーム TEL 024-525-4048 FAX 024-525-4069 <メールアドレス> <a href="mailto:shinjo@incujp">shinjo@incujp</a> <ホームページ> <a href="http://incujp/">http://incujp/</a>